

定 款

2 0 2 6 年 6 月

 新 東 工 業 株 式 会 社

第1章 総 則

第1条 当社は、新東工業株式会社という。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鑄造装置、公害防止装置、表面処理装置、粉粒体処理装置、その他諸機械装置及び部品の製造、販売、賃貸並びに修理
2. セラミックス型製造機及び真空成形機、圧空成形機、注型成形機、圧縮成形機、3Dプリンター、その他これに類する機械装置及び部品の製造、販売、賃貸並びに修理
3. 運搬・搬送機械装置その他これに関わる自動化機械装置及び部品の製造、販売、賃貸並びに修理
4. 液晶パネル製造装置、有機ELパネル製造装置、産業用ロボット、二次電池製造装置、各種センサーおよびその応用製品、食品用検査機器、レーザー応用機器、計測機器及び部品の製造、販売、賃貸並びに修理
5. 金属、セラミックス、樹脂、木その他これに類する材料の成型型並びに型材料の製造及び販売
6. 各種金属鑄物の製造及び販売
7. 第2号の各種成形機による樹脂成形品、セラミックス成形品並びに鍛圧機による成形品その他これに類する成形品の製造及び販売
8. 機械器具設置工事、塗装工事、建築物・構造物のリフォーム工事その他これに類する建設工事の請負及び施工
9. 研掃・加工用投射材並びに研磨材、研削材、切削材の製造及び販売
10. 金属繊維冶金複合材その他の焼結複合材、金属粉末の製造及び販売
11. 抗菌、防臭、防汚等の浄化用製剤の製造及び販売
12. コンピュータによる情報・音声処理業務並びにコンピュータシステム、ロボット制御システム、IoTに関するシステム及び機器の開発及び販売
13. 一般廃棄物・産業廃棄物の処理装置及び部品の製造、販売、賃貸及び修理並びに産業廃棄物の処理
14. 大気、水、土壌、廃棄物等の計量、分析及びその証明業務の受託
15. 計測機器等の校正
16. 歯科用の機械器具の製造及び販売
17. 介護福祉用品の製造及び販売
18. 動画コンテンツの企画、制作及び販売
19. 前各号に付帯する一切の事業

第3条 当社は、本店を名古屋市におく。

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億3,047万6,000株とする。

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第10条 ① 当会社は、株主名簿管理人をおくことができる。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 第1項により株主名簿管理人を選定した場合は、当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

第11条 当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地のほか、愛知県豊川市において招集する。

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 株主は、議決権を有する他の当会社株主1名に委任してその議決権を行使することができる。

第15条 ① 株主総会の議長には、取締役社長が当る。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに当る。

第16条 ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 ① 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 当会社に取り役11名以内をおく。

第19条 ① 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠又は増員の場合は、現任者の残任期間と同様とする。

第21条 ① 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名以内、専務取締役及び常務取締役各若干名を定め

ることができる。

② 会社を代表する取締役は、4名以内とし、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長及び専務取締役のうちから取締役会の決議により選定する。

第22条 ① 取締役会は、取締役会長が招集し、議長に当る。

② 取締役会長をおかないとき又は事故あるときは、取締役社長が、取締役会長、取締役社長ともに事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長に当る。

③ 取締役会の招集通知は、会日の4日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。

④ 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第25条 当会社に、監査役5名以内をおく。

第26条 ① 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠の場合は、前任者の残任期間と同様とする。

第28条 監査役会の招集通知は、会日の4日前に各監査役に対して発するものとする。

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第33条 ① 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。